

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月13日（平成28年（行情）諮問第366号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第88号）

事件名：特定事務連絡を受けて神奈川労働局内において石綿関連文書の取扱い
に関して行われた会議等の内容を記載した文書の不開示決定（不存
在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事務連絡を受けて神奈川労働局内において、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月21日付け神行開第27-21号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について取り消し、保有していないとして不開示とされた本件対象文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件は、「平成27年9月1日付厚生労働省労働基準局総務課長補佐（総務・広報担当）、監督課監督・監察担当中央労働基準監察監督官、補償課長補佐（業務担当）、安全衛生部計画課長補佐（企画・法規担当）発都道府県労働局労働基準部長宛事務連絡「石綿関連文書の保存状況の確認について（依頼）」」（以下「特定事務連絡」という。）を受けて、神奈川労働局内で当該につき会議、打ち合わせ等がもたれた際の文書（配布資料含む。）の開示を求めたものである。

そして特定事務連絡は、神奈川労働局に限らず全都道府県労働局労働基準部長宛てに発せられていることから、神奈川労働局以外の他局についても同様の行政文書の開示請求を行ったところ、次の各文書が部分開示決定されている。

- 「復命書（第1回労働基準監督署長会議の出張報告）平成27年10月16日付」「復命書（平成27年度方面主任・監督課長会議の出張報告）平成27年10月22日付」「第6回基準部議概要（平成27年10月27日）」（以上、栃木労働局）
- 「石綿関連行政文書の誤廃棄について」（千葉労働局）
- 「臨時労働基準監督署長会議の開催について（平成27年9月25日事務連絡）」「平成27年度臨時労働基準監督署長会議（平成27年9月29日）次第および会議資料」（以上、東京労働局）
- 「平成27年9月度監督課内会議議事録（平成27年9月3日）」「労働基準部部議議事録（平成27年9月18日）」「平成27年10月度監督課内会議議事録（平成27年10月6日）」（以上、福井労働局）
- 「平成27年度第2回労働基準監督署長会議 会議記録表（平成27年10月15日）」「山梨労働局における石綿関連文書の誤廃棄について（平成27年10月13日）」（以上、山梨労働局）
- 「石綿関連文書に係る点検作業について（労災補償課）」（長野労働局）
- 「メール文書FW：石綿関連文書の保存状況の確認について（補足）（2015年9月25日）」（静岡労働局）

上記のとおり他局では平成27年9月1日付事務連絡を受けて、「労働基準監督署長会議」等の会議を（局によっては臨時で）開催し、局内での対応等を検討している。メールで連絡をとる静岡局の場合もあるし、また千葉局のように各署からの廃棄報告を受けた後に「再発防止対策」等についての文書を発している局もある。

しかるに神奈川労働局においては、「開示対象に係る行政文書を保有していないとため」という理由で不開示決定がなされたが、これはいかにも不自然である。

実際、神奈川労働局においても大量の石綿関連文書が廃棄されていたのであり、他局と同様に、開示請求に係る何らかの行政文書を保有している蓋然性が高い。

この「廃棄問題」につき局内で会議等の話し合いの場何ら設けなかったのであれば、それは行政の怠慢であり、労働行政を司る資格はない。嘘で塗り固められた組織に未来はない。

（2）意見書

ア 審査請求書で例示した以下のとおりの他局の文書を資料添付します。

- （ア）「復命書（第1回労働基準監督署長会議の出張報告）平成27年10月16日付」「復命書（平成27年度方面主任・監督課長会議の出張報告）平成27年10月22日付」「第6回基準部議概要

- (平成27年10月27日)」(以上、栃木労働局)
- (イ)「石綿関連行政文書の誤廃棄について」(千葉労働局)
- (ウ)「臨時労働基準監督署長会議の開催について(平成27年9月25日事務連絡)」 「平成27年度臨時労働基準監督署長会議(平成27年9月29日)次第および会議資料」(以上、東京労働局)
- (エ)「平成27年9月度監督課内会議議事録(平成27年9月3日)」 「労働基準部部議議事録(平成27年9月18日)」 「平成27年10月度監督課内会議議事録(平成27年10月6日)」(以上、福井労働局)
- (オ)「平成27年度第2回労働基準監督署長会議 会議記録表(平成27年10月15日)」 「山梨労働局における石綿関連文書の誤廃棄について(平成27年10月13日)」(以上、山梨労働局)
- (カ)「石綿関連文書に係る点検作業について(労災補償課)」(長野労働局)
- (キ)「メール文書FW:石綿関連文書の保存状況の確認について(補足)(2015年9月25日)」(静岡労働局)
- イ 上記ア以外にも同内容の情報公開請求にて他局で部分開示された文書があります。
- (ア)山口局, 福岡局, 佐賀局, 沖縄局の各文書(別添「理由説明書」参照)
- (イ)広島局の文書(別添「理由説明書」参照)
- (添付資料及び別添「理由説明書」は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年10月27日付け(同月30日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定事務連絡に係る下記の行政文書。

① 特定事務連絡を受けて、神奈川県労働局内にて、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場が持たれた場合にはその内容を記載した文書(配布資料を含む)。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が同年12月21日に原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年2月15日付け(同月16日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項により、本件対象文書を保有していないとして全部不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

審査請求人が審査請求書において何らかの行政文書を保有している可能性が高いと主張している行政文書については、存在するとすれば、神奈川労働局内において、特定事務連絡が発出された後に、石綿関連文書の取扱いに関して、会議打合せ等話し合う場（以下「打合せ等」という。）が持たれた場合にその内容を記載した文書であり、打合せ等の議事録、議事概要、配付資料であると判断した。

(2) 本件対象文書を保有していないことについて

特定事務連絡は、各労働局に対し、石綿関連文書の保存状況を確認の上、報告を求める文書であり、これを受け、神奈川労働局は、各労働基準監督署等に対し報告を求める文書を発出している。

特定事務連絡では、労働局内において保存状況を確認する作業を行うための手法は指定されておらず、各労働局の判断に任されているものである。また、特定事務連絡と同日付けで地発0901第1号・基総発0901号大臣官房地方課長・労働基準局総務課長通達「石綿関連文書の誤廃棄の防止について」が発出されているが、労働局内に周知徹底させる手法についても各労働局の判断に任されているものであり、これらから打合せ等の実施は必然とはなっていない。また、関係者が一堂に会する場を設けたとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配付し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていない場合も十分に考え得る。

さらに、諮問庁においては、本件審査請求を受け、あらためて処分庁に特定事務連絡発出当時の対応状況を確認したところ、記録はないものの打合せを必要に応じて数度行っていたが、当該打合せの議事録等の文書は作成しておらず、また、口頭による打合せであったため、配布資料も作成していないため、行政文書としては、何ら保有していないことを確認した。

したがって、本件対象文書を保有していないとの処分庁の判断は諮問庁としても是認し得るものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、他局についても同様の行政文書の開示請求を行ったところ各文書が部分開示決定されていること、また「開示対象に係る行政文書を保有していないため」という理由で不開示決定がなされたのはいかにも不自然である旨主張しているが、上記(2)のとおり、開示請求がなされた時点において、処分庁が本件対象文書を保有していなかったものであることから、本件対象文書を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年5月25日 審議
- ⑤ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定事務連絡を受けて神奈川労働局内において、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）」である。処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3。以下同じ。）において、本件対象文書を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明している。

ア 特定事務連絡等では、打合せ等の実施は必然となっていないこと。

イ 関係者が一堂に会する場を設けたとしても、必ずしも資料を配付し、議事概要を作成する類いのものとは限らないこと。

ウ 本件審査請求を受け、改めて処分庁に特定事務連絡発出当時の対応状況を確認したところ、記録はないものの打合せを必要に応じて数度行っていたが、当該打合せの議事録等の文書は作成しておらず、また、口頭による打合せであったことから、資料も配布していないため、行政文書としては、何ら保有していないことを確認したこと。

(2) 審査請求書の添付資料を見ると、本件と同様の文書に関する別件開示請求において、特定事務連絡を契機として開催した会議等に限らず、定例の会議等において、特定事務連絡に係る議題が取り上げられている場合の記録が開示されていることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 本件審査請求を受けて改めて検討したところ、神奈川労働局では、本件対象文書と同様な文書の別件開示請求を受けた際に定例の会議等

において特定事務連絡に係る議題が取り上げられていた場合には、当該定例の会議の記録等が開示決定されていることに鑑み、本件についても、特定事務連絡を契機に開催した会議等に限らず、広く解釈して、定例の会議等であっても開示請求の対象として特定すべきと判断することとした。

イ このため、本件審査請求を受けて、改めて処分庁に本件対象文書の存否の確認を指示した際には、処分庁において文書を探索すべき範囲は、特定事務連絡を契機として開かれた会議等に限らず、特定事務連絡の発出日から本件開示請求日までの間に行われた定例の局内の会議や労働基準監督署長会議などの記録も含めるべきであることを連絡、指示し、また、処分庁から当該範囲に基づいて探索を行った結果、本件対象文書に該当する文書は保有していないとの報告を受けている。

ウ また、今回、当審査会事務局職員からの依頼を受けて、特定事務連絡に基づき石綿関連文書の保存状況を報告した後に開かれた定例の会議も含めることを明示して、再度処分庁に確認を行ったところ、処分庁においても、本件対象文書に該当する文書は保有していないものである旨の回答があった。

(3) 上記(1)及び(2)の理由説明書及び諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、処分庁において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、神奈川労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子